

特集 「共生科学と現代」 <戦争、貧困、差別、環境破壊を考える>

共生科学と共生思想

—その素描—

山 脇 直 司

はじめに

本稿は、「共生科学」の理念と方法に関する思案・私案・試案を提示しつつ（1節）、現代が直面している種々の課題に対応する諸領域横断的な「共生思想」を紹介する（2節）小論である。

1. 共生科学の理念と方法

少なくとも星槎大学が掲げる共生科学は、「人と人」「人と自然」「国と国ないし人と国際社会」が共生する社会の実現を探求する実践的学問を意味している⁽¹⁾。したがってそれは、理念や目標を排除した「価値中立な科学」でもなければ、科学的考察を排除する「イデオロギーやユートピア」でもない。それは、「冷静な現状認識」を基に、「共生社会実現の可能性」を探りつつ、共生社会を妨げている「現実の変革」をめざす学問と言ってよいだろう。

星槎大学の「教育」「福祉」「環境」「国際関係」「スポーツ身体」の五つの領域に即して述べると、共生科学は、

- ・「教育」分野では、一人一人の多様性を認め合いながら、「生き活きとした」人間関係、「和して同ぜず」的な協調関係、「支援者に寄り添う心と活動」とそれを実現する「制度ないしシステム」がどのようにして可能かを、具体的な現状に即しつつ多角的に追究する
- ・「福祉」分野では、「弱者に寄り添うライフスタイル」と「弱者に優しく公正な制度」がどのようにして可能かを、具体的な現状に即しつつ多角的に追究する
- ・「環境」分野では、「自然の恵みと怖さ」を考察し、将来世代に負担を残さないと自然との共生がどのように可能かを、具体的な現状に即しつつ多角的に追究する
- ・「国際関係」分野は、国家エゴイズムを乗り越えて、各国の国民ないし市民（非国籍保有者を含む）の共存がどのように可能かを、具体的な現状に即しつつ多角的に追究する
- ・「スポーツ身体」分野では、スポーツ活動が「人と人」「国と国ないし人と国際社会」の共生にどのように貢献可能かを、具体的な歴史や現状に即しつつ多角的に追究することを、それぞれ目指すと言ってよい。

このような学問理念に鑑み、まず、筆者が一昨年の本誌第9号掲載の拙稿の末尾で共生科学の学問的方法論として提唱した以下のアプローチの統合を述べてみよう⁽²⁾。

- ①様々な現場の学問的な現状分析。これは、教育の現場でどのような問題が起こっているのか、福祉や医療の現場でどのようなことが起こっているのか、現に起こっている環境問題にはどのような歴史的背景があるのか、共生に反する国際問題（紛争）の歴史的背景は何か等々について、「当事者（教員、公務員、政治家、NPO・NGO関係者、医療関係者、ジャーナリスト、技術者など）との協働」によって解明するアプローチを意味する。これは、共生科学の「ある論」と言える。
- ②次に、ヴィジョンと規範ないし価値論。これは、共生社会がどのようなものをめぐるヴィジョンと、そのための公共的規範や価値（公正、平和、福祉、人権、民主主義など）の論考を意味する。一口に共生社会と言っても、人によって様々なヴィジョンが描かれるし、共生に不可欠な平和にも、消極的平和（戦争のない状態）と積極的平和（構造的暴力の排除）とがあり、福祉にも消極的福祉（窮乏の除去）と積極的福祉（生きがいなどの創出）がある。さらに英語では human rights と複数形で呼ばれる人権も、自由権と社会権などに分かれ、民主主義も単なる多数決ではなく、プロセスを重視し、少数意見を尊重する熟議民主主義もあり、政治的正当性（political legitimacy）をどう考えるかも重要なテーマである。これらをどのように突き合わせたり、優先したりするかを学問的に議論するのが、このアプローチである。これは、共生科学の「べき論」と言える。
- ③そして政策論。これは、共生社会を実現するために、限られた条件の中でどのような政策や制度（システム）設計が可能なのかについての論考を意味する。現在は、教育政策、福祉政策、医療政策、環境政策、経済政策、外交政策、メディア政策、科学技術政策、日本で大きな争点となりつつあるエネルギー政策など、様々な分野で真剣に考えられなければならないテーマが目白押しである。これらは公共政策や社会政策が担う領域であるが、①で挙げたような当事者たちとの協働という意味での「ガバナンス（共同決定・共同統治）」が必要となるアプローチでもある。これは、共生科学の「できる論」と言える。

これらのアプローチをできるだけ統合することを通じて、多種多様な現場や地域において共生社会の実現を目指す人々（一般住民、学者・教員、公務員、政治家、医療関係者、ジャーナリスト、NGO／NPO関係者、経営者、会社従業員、科学技術者、宗教関係者など）が、「共生科学の担い手」となるよう共生科学はめざす。もとより、このような方法を既存の専門主義的な学問観に基づかせることは困難である。共生科学は、諸学問横断的＝trans-disciplinary な学問観と問題発見的 problem（issue）-oriented な方法に基づかなければならず、その学習方法も問題解決的 problem-based learning な学びでなければならない。

ここで、以上の共生科学の理念と方法を、筆者が考える以下の19世紀以降の学問観の推移につなげてみよう⁽³⁾。

- ①哲学があらゆる学問の統合知と考えられた「19世紀前半までのプレ専門化」の時代。

デカルトが、哲学を一本の樹になぞらえ、その根の部分成形而上学、幹の部分自然学、枝の部分医学、機械学、モラル（道徳学）と考えたように⁽⁴⁾、またカントが、諸学問（物理学、自然学、法学など）の理論理性を限界づけながら実践理性に場を与えたように、哲学は、理系と文系の双方の性質を持っており、現在多く見られるような文学部の一学科に収まるような学問では決してなかった。カントは、哲学を「他の諸学問に体系的な統一を与える唯一の学」（スコラ的概念）、および「すべての認識と理性使用とが人間理性の究極目的に対してもつ関連についての学」（世界市民的概念）と定義し、後者の意味での根源的な問いの領域を「私は何を知りうるか」「私は何をなすべきか」「私は何を望みうるか」「人間とは何か」とみなしていたのである⁽⁵⁾。そして19世紀前半にヘーゲルが提示した『学問のエンチュクロペディー』⁽⁶⁾は、この時代の最後の産物であると言ってよい。

- ②諸学問の哲学離れが進行し、マックス・ヴェーバーがその進行を時代の宿命と明言した「19世紀後半以降の専門化」の時代。1919年の有名な講演『職業としての学問』で、ヴェーバーは彼の同時代の学問状況を、過去に例がなく、今後続くであろう「専門化の段階」と規定した。彼の見解によれば、「真の存在への道」とか「真の芸術への道」とか「真の自然への道」とか「真の神への道」といった哲学的表現は妥当性を失い、「価値の多神教」という新たな時代が始まった。したがって、すべての学者に要求されるのは、自らの専門科目を職業として捉え、それに仕えるために、こうした新しい状況を理解し、それに耐える態度である。諸学問（諸科学）の究極的意味が何であるかという問いそれ自体は、学問（科学）には属さず、それぞれの生活に生きる個々人の解釈に委ねられなければならない⁽⁷⁾。たとえば、ヴェーバー自身が精力的に遂行して偉大な業績をあげた文化科学（社会科学）は、政治的、芸術的、文学的、社会的文化現象を、その成立の諸条件から理解することを教えるが、それが理解されるに値するかどうかという問いに対して、文化科学自らが答えを与えることができない。このようなこのような「学問の妥当性」と「生の意義」を峻別する二元論によって、ヴェーバーは、哲学の役割を、科学（学問）に影響力を与えることから切断し、個々人の人生に対してとる究極的な立場設定（スタンス）の問題に限定した。19世紀後半以降に成立した日本の大学での学部構成は、こうした専門化時代の産物である。
- ③地球環境、平和、福祉、金融、財政、メディア、教育、核兵器、原発など多くの公共的問題が山積し、それらの問題を論考するためには、狭い専門主義をのりこえる学際性と教養力が必要になった「21世紀の現代」。特に3.11の福島原発事故以降の今日の状況は、工学者、自然科学者、医学者などが、自らの狭い専門的視野を乗り越えて、他の学問との連関や、自らの学問の公共性ないし社会との接点などについて習得することが要求されており、筆者はそれを「ポスト専門化」の時代と名付けたい。「ポスト専門化」の時代においては、一方でヘーゲルが唱えた絶対知のような高慢な思想は通用しないが、他方では、各自がそれぞれの専門知の限界を踏まえつつ公共的問題と取り組むような、諸学問横断的（trans-disciplinary）学問観を身につけることが要求される⁽⁸⁾。

またこの時代においては、①自分の行っている学問が社会でどういう意味をもつか（自分の専門領域の現代社会のアクチュアルな動向への位置づけ）、②自分のやっている学問をまったく専門の異なるひとにどう伝えるか、③具体的な問題に対処するときに他の分野の人とどのように協力できるか（他の専門領域との係わりで自らの専門領域を相対化し、連携させる知見）などの要素から成る「後期教養教育」が、大学院生や学部3,4年生を対象とするだけでなく、生涯教育や市民講座などという形で制度化され、実践されていかなければならない⁽⁹⁾。

共生科学は、まさにこうした「ポスト専門化時代」にふさわしい学問と言えるだろう。

2. 現代の諸課題に対する領域横断的な共生思想

現代が抱える公共的な諸問題は枚挙に^{いとま}違がない。共生社会と相容れない問題をざっと挙げると、戦争、テロリズム、人権弾圧、いじめ、ハラスメント、弱肉強食社会、環境破壊、原発事故などが思い浮かぶ。これらの諸問題の現状を知り（認識し）、その除去ないし克服がどのようにして可能かを探ることは、共生科学の大きな課題である。またそれが共生社会と相容れるかどうか考えるべき問題群としては、死刑、軍隊、競争、種々の格差、原発などが思い浮かぶ。これらの問題群が共生社会と相容れるかどうかを、各自が根拠をもって論議し合うことも共生科学の重要な課題である。

紙数の関係上、本稿でこれらを詳細に論じることは不可能なので、とりあえず以下では、公共（社会）哲学という筆者の専門にひきつけた形で、現代の諸課題に立ち向かう共生科学の土台となりうる諸分野横断的な思想のいくつかを提示してみたい。

2.1 「人と人との共生」のための「共福と共苦」

まず、「人と人の共生」のための根源的な思想から始めよう。星槎大学では共生のための共感教育を重視している。共感とは英語で sympathy だと思われるが、思想的にたどれば、アダム・スミスが『道徳感情論』の中で唱えた「公平な観察者による共感（sympathy of impartial spectator）」がよく知られている⁽¹⁰⁾。しかしこれは、どこまでも「自由競争の倫理」として謳われた思想であり、困難な現代に立ち向かうための共生思想としては物足りなく、筆者としては、「共福と共苦」に基づく共生思想を提唱したい。

星槎大学と親交が深いブータン国は、少なくとも国是としては、生活の質としての国民総幸福の実現を目指している。生活の質としての幸福は、「他者とのつながり」の中で追求されるものであり、それは勝ち組と負け組を許容とは対極の、人々の「共福 co-happiness」の実現を目指している。ここで、そのよう「共福思想」の論者を参考までに紹介しておこう。

古代ギリシャの大哲学者アリストテレスにとって、幸福は人間にとって最高の価値であり、各自が自らの能力を最大に発揮して自己実現を達成している状態を意味していた。そのような自己実現は、一朝一夕に得られるものではなく、個人一人一人が、あたかも楽器を学習するように、努力を積み重ねて習慣づけることによって、また、都市社会（ポリス）でのさまざまな経験を通して学習することによって、可能になる。また理想的な社会は、人間関係が「互

いに好意をいだき、相手の幸福を願い、しかもそのことが相手に知られていること」を意味する「友愛」に支えられてこそ成り立つ。ここでは、自分一人が利益を得ようとか、いい思いをしようという考えで行われるコミュニケーションではなく、「互いの幸福を願うという気持ちに基づいたコミュニケーション」が自由になされるのでなければならない⁽¹¹⁾。その意味で、「中間層が厚い」社会こそが最善の（幸福な）社会にふさわしく、貧富の差が大きい現代社会は幸福とは言えない⁽¹²⁾。そして現代では、著名なアメリカの知識人チョムスキーがこうしたアリストテレスの思想を援用しつつ、ジェームズ・マジソンの思想に端を発するアメリカの格差社会を批判している⁽¹³⁾。

次に、インド生まれの国際的な経済学者アマルティア・センが、「人間の自己実現の状態としての福祉」を、所得水準という観点からだけでなく、栄養状態が良いこと、予防可能な病気にかからないこと、早死にしないことといった観点から捉えている。センによれば、所得水準が高くても、犯罪率が高かったり、栄養不良で早死にするような人が多いような地域の福祉水準は、所得水準が低くても犯罪率が低く、栄養状態も良好で平均寿命が長い地域の福祉水準よりも低い。それと同時に、社会全体の福祉向上のために、個人の基本的な権利としての自由権を脅かすような体制は批判されなければならない。「共福」（みんなの幸せ）という意味での公共の福祉も、個人一人一人の自由な自己実現という価値を前提にしてこそ成り立つ。したがって、何らかの身体的・精神的ハンディキャップを持っている人には、彼ら・彼女らなりの福祉が少しでも可能になるように、できるだけ多くの社会的支援や扶助を行うことが、「公正」という意味での「平等」に適う。個人一人一人の生活状態は不平等であるが故に、それに見合った形で支援や援助を行い、各自が自己実現できるような社会を構築していくことが、「共福＝公共の福祉」の実現を意味するとセンは見なす⁽¹⁴⁾。

しかし、現下の悲惨な社会状況を捉えるためには、「共苦（compassion）」も不可欠となってくる。「共苦」とは、他者の苦しみを自分のように感じる気持ち（感受性）であり、ナリシスティックな自己中心的な世界観をいったん断ち切り、苦しんでいる人々の現状を理解し、その声を聞き、できる範囲で寄り添うことである。筆者の言葉を用いれば、「滅私」や「無私」を必要とする感性であり、19世紀の哲学者ショーペンハウアーは、そうした「共苦に基づく連帯」の思想を唱えていた⁽¹⁵⁾。現代では特に社会的弱者との共苦の連帯を基とした教育政策や福祉政策が打ち出され、その政策を遂行する人々にも「共苦」という感性が不可欠であろう。このショーペンハウアーの「共苦の連帯」思想は、ポリス（都市国家）を中心に考えたアリストテレスの「共福思想」と異なり、「国家を超えた人と人の共生」の在り方にまで射程が及んでいる。

2.2 「人と自然の共生」と「人と人の共生」を架橋する「環境的正義」

「人と自然との共生」というテーマで、多くの人が思い浮かべるのは、まず「環境保全」であろう。1970年にローマ・クラブが報告した『成長の限界』に始まり、1985年のブルントラント委員会が提唱した「持続可能な開発」、1992年のリオでの地球サミット、1997年の京都議定書などは、「環境保全と経済成長ないし開発」の関連に焦点を合わせたものであった。

然るに、1980年代にアメリカで考案された環境的正義は、1992年にリオで開かれた地球サミットを契機として、グローバルな形で考えられるようになった概念である。

それは当初、貧困層やアフリカ系アメリカ人が住んでいる地域に有害廃棄物処理施設が集中していることに対する抗議や、マイノリティや貧困層などが不当に環境破壊の被害者となりやすい不公平を正す社会運動と共に起こった。そして、連合キリスト教会の人種正義委員会が主催して1991年に開かれた、全米有色人種環境運動指導者サミットが「環境的正義」についての17項目を採択してから本格的に論じられ始めたと言われている⁽¹⁶⁾。

その項目は、まず母なる地球、生態系の和合とすべての種の相互依存性、ならびに生態系の破壊から自由である権利の確保を謳い、その後で公共政策が相互の尊重とすべての人々に対する正義に基づいて行われなければならないこと。核実験、毒性廃棄物や危険廃棄物の投棄からの保護、きれいな空気、土地、水、食料を享受する基本的権利を脅かす核実験からの全人類の保護。すべての労働者が不安な生活化か失業かの選択を強制されることなく、安全で健康な労働環境のもとで働く権利の確保、環境的不正義のすべての被害者が完全な補償とダメージからの回復、良質な医療を受ける権利等々が述べられている⁽¹⁷⁾。これはアメリカ発の宣言とはいえ、原発事故を経験した現在の日本の状況で実にリアルに響く。

環境的正義の特徴は、「環境保全と社会的公正の両立」である。これは、「人と自然との共生」と「人と人との共生」を架橋する思想と言ってよい。すなわち、環境保護が一部の富裕層のためになされ、環境保護を名目に多くの失業者や貧困層を生み出すような事態があってはならない。リオのサミットで決まった森林伐採の制限に、貧しい木こりたちが失職を恐れてデモで抗議した事例は、環境保全がすぐさま環境正義と結びつかないことを物語っている。

日本でも脱原発を行えば、以前の貧しい生活に戻るのではないかと恐れる住民も少なくない。たとえば、核燃料廃棄物施設がある下北半島の六ヶ所村近辺は、もともと非常に貧しい地域であり、政府が空約束したむつ小川原開発計画が頓挫した後、政府はその貧しさを利用して、核燃料廃棄物施設をそこに置くことを決めたと言ってよい。「原発マネーのおかげで、自分の子どもたちを大学に通わせることができた。」と話す住民も多く、もし環境保全を理由に、原発関連施設を廃止して一切の補助金を打ち切るとすれば、また昔の貧しい生活に舞い戻るといふ住民の不安をどのようにして取り除くかが、環境的正義に基づく政策課題のひとつと言えよう⁽¹⁸⁾。

さらに、これから起こりうる「リスクの分配（分かち合い）」をどのように「公正ないし公平」に考えるかが課題となる。原発がもたらす放射性廃棄物をどう処分するのかという問題は、脱原発を決めたドイツでさえ解決されていない。現在は、フィンランドのオンカロが世界初の核廃棄物最終処分場となりそうな気配であるが、そこでの処分は北欧諸国の核廃棄物に限られる。いわんや地震大国の日本で最終処分場を決めることは極めて困難だとすれば、また核燃料サイクルという夢物語が夢想と化した現在では、暫定保管（中間貯蔵）地をどこにするかという「リスクの分配」も環境的正義のテーマと言えよう⁽¹⁹⁾。

2.3 「国と国／人と国際社会」「人と人」「人と自然」の包括的な共生をめざす「人間の安全保障」

2015年秋以降の欧州は、テロ対策や実に多くのシリア難民の受け入れをめぐる大きく揺らいでいる。これは「国と国」というレベルのみならず、国家の枠に収まらない「人と人との共生」を含んだリアルで大きな課題と言ってよく、日本もこの国際状況に無縁ではありえないだろう。

ではこうした事態に対応しようどのような共生思想が挙げられるだろうか。この問いに対して、筆者はとりあえず「人間の安全保障 human securities」という思想を挙げておきたい。

この思想は、日本の小渕恵三元首相の呼びかけに始まり、2000年9月に設立された「人間の安全保障委員会」では、共同議長に元国連難民高等弁務官の緒方貞子と先に挙げたアマルティア・センがとともに選ばれて始まった国際政策思想である⁽²⁰⁾。「国家の安全保障」と区別された「人間の安全保障」論は、「人間の生活を脅かすさまざまな不安を減らし、可能であればそれらを排除することを目的」とする国境を越えた政策理念であり、「不利益をこうむるリスクとも呼ばれるものに直接、目を向ける」ことを主眼としている。すなわち、HIVエイズやマラリアのほか、サーズ、鳥インフルエンザ、豚インフルエンザ、エボラ熱のような感染症が発生した場合への国境を超えた協力や、1997年7月にタイで起こった経済危機、そして2008年のリーマンショック以降の経済危機、2001年9月11日以降のテロリズム、武器の自由な売買、そして今年2011年の3月11日の東日本大震災、そして現在のテロ対策や難民問題等々、人々の生活安全を脅かす種々の事態に迅速に対処できる体制を構築することが、人間の安全保障プログラムの緊急課題とされるのである。

半ば日本発の国際思想とも言えるこの試みは、未だ発展途上にあるとはいえ、旧来の国家単位の安全保障論を超えた「国と国／人と国際社会」「人と人」「人と自然」の共生のすべての要素を持つ思想として、国際社会で影響力を増すように展開されていかなければならないだろう⁽²¹⁾。

補 注

- (1) 星槎大学共生科学部のHP <http://www.seisa.ac.jp/program/> を参照のこと。
- (2) 星槎大学紀要『共生科学研究』No.9、71頁。
- (3) このような学問観を筆者は10数年前から唱えてきた。たとえば、山脇直司『新社会哲学宣言』創文社、1999年、『グローバル公共哲学』第3章、東京大学出版会、2008年。「トランス・ディシプリンとしての哲学の復権—分断化された社会科学の架橋のために」『思想』2009年6月号、6-28頁。Naoshi Yamawaki, “The Idea of Trans-national Public Philosophy as a Comprehensive Trans-Discipline for the 21st Century”, in: Naoshi Yamawaki (ed.) Japanese Philosophy Today, DIOGENES, Number 227, Volume 57 Issue 3, Sage 2011, pp. 135-149, <http://dio.sagepub.com/content/57/3/135.extract> など参照のこと。
- (4) デカルト「哲学の原理」井上庄七他訳『デカルト』世界の名著22 中央公論、1967年、

325 頁。

- (5) カント『論理学序論』Ⅲ、湯浅正彦・井上義彦訳、岩波書店、2001 年参照のこと。
- (6) ヘーゲル『エンチクロペディ—哲学諸学綱要』新装版、樫山欽四郎他訳、河出書房新社、1987 年。
- (7) M. ヴェーバー 尾高邦雄訳『職業としての学問』岩波文庫 1980 年、参照のこと。
- (8) たとえば、筆者が編集した『科学・技術と社会倫理—その統合的思考を探る』東京大学出版会 2015 年は、そのような「ポスト・専門化」時代の学問観に立脚している。
- (9) 藤垣裕子「科学知と社会知の統合」山脇直司編、上掲書 137-157 頁参照のこと。
- (10) アダム・スミス『道徳感情論上』水田洋訳、岩波文庫、2004 年参照のこと。
- (11) アリストテレス『ニコマコス倫理学』高田三郎訳、岩波文庫 1971 年、第一、二、三、八巻参照のこと。
- (12) アリストテレス『政治学』山本光雄訳、岩波文庫 1961 年、第四巻 11 章参照のこと。
- (13) チョムスキーのこの発言は、<http://chomsky.info/commongood02/> で読むことができるし、<https://www.youtube.com/watch?v=gGfFXc0TwhU> でも視聴できる。
- (14) アマルティア・セン『不平等の再検討—潜在能力と自由』池本幸生他訳、岩波書店、『自由と経済開発』石塚雅彦訳、日本経済新聞者、2005 年、センの福祉思想全般については、拙著『社会福祉思想の革新—福祉国家、セン、公共哲学』かわさき市民アカデミー出版部 2005 年などを参照のこと。
- (15) シューペンハウアー『意志と表象としての世界』西尾幹二訳、中公バックス、1980 年、654 頁以下を参照のこと。
- (16) 人権問題を含むこうした環境的正義の必要性について、筆者は拙著『公共哲学からの応答：3.11 の衝撃の後で』筑摩選書、2011 年 194-202 頁の中ですでに強調した。環境的正義を含む環境倫理に関しては、鬼頭秀一・福永真弓編『環境倫理学』東京大学出版会、2008 年を参照のこと。
- (17) アメリカでのこうした動向については、<http://www3.epa.gov/environmentaljustice/basics/ejbackground.html> を参照のこと。
- (18) 六ヶ所問題に関しては、船橋晴俊、長谷川公一、飯島伸子『核燃料サイクル施設の社会学—青森県六ヶ所村』有斐閣、2012 年、が優れた分析を行っている。
- (19) 今田高俊を委員長とする日本学術会議「高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会」は 2015 年 4 月 24 日付で政策提言を行い、国民合意形成に基づく暫定保管の決定の重要性を強調した <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t212-1.pdf> が、その行方は定かではない。
- (20) 人間の安全保障委員会編『安全保障の今日的課題—人間の安全保障委員会報告書』朝日新聞社、2003 年参照。この概念についての包括的入門書としては、長有紀枝『入門 人間の安全保障 恐怖と欠乏からの自由を求めて』中公新書、2012 年が優れている。また、セン『グローバリゼーションと人間の安全保障』加藤幹夫訳、経団連出版、2009 年 145-160 頁に収められた筆者（山脇）の解題「センの経済思想と文明思想」を

も参照して頂ければ幸いである。

- (21) 朝日新聞 2015 年 11 月 4 日朝刊の 1 面と 2 面では、日本発の国際政策思想と言える人間の安全保障が、未だ国際社会であまり広がらない現状が報告されている。しかし現下のシリア難民問題などにも鑑み、この思想はより広く共有される必要があるだろう。ちなみに筆者は、目下のところ、人間の安全保障フォーラム HSF <http://www.hsf.jp/> の常務理事を務めている。